

公益財団法人応用科学研究所
機械基盤研究会会則

(主旨)

第1条 この会則は、応用科学研究所（以下「本研究所」という。）機械基盤研究施設（以下「本研究施設」という。）運営基準第34条の規定に基づき、機械基盤研究会員（以下「研究会員」という。）に関し必要な事を定める。

(研究会員)

第2条 研究会員とは、機械基盤研究会の活動に参画すると共に、本研究施設の活動意義、および本研究施設で行われる各種活動の意義に賛同し、後援することを含め、一定の会費（以下「研究会費」という。）を負担する次の各号に掲げる個人または団体をいう。

- (1) A 研究会員
- (2) B 研究会員

(入会)

第3条 研究会員になろうとする者は、本研究所が指定する会員入会申込書を提出し、前条各号に掲げる会員種別に応じた研究会費を納入する。

(研究会費)

第4条 研究会費は、会員種別に応じて次のとおりとする。

- (1) A 研究会員 (年額) 500,000 円以上の任意額
- (2) B 研究会員 (年額) 250,000 円

- 2 研究会費は、研究会員の銀行口座から本研究所が指定する預金口座への口座振替により納入するものとする。
- 3 一旦納入された研究会費は返還しないものとする。

(機械基盤研究会の活動内容)

第5条 機械基盤研究会は、機械部品・鋼材・熱処理・損傷事例に関する情報の交流ならびに技術相談を活動内容とする。

(特典)

第6条 研究会員は、別表に掲げる特典を享ける。

(研究会費の使途)

第7条 研究会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業（機械基盤研究会活動をはじめとする機械基盤研究事業）に、その残余を本研究施設の管理費に使用するものとする。

(退会)

第8条 研究会員は、退会しようとするときは、退会しようとする月の前々月末日までに本研究所に退会届を提出しなければならない。

2 会員が死亡（個人）または解散（法人）したときは、退会したものとみなす。

3 会費納入期限満了から6ヶ月経過しても新たに研究会費の納入がないときは、退会したものとみなすことができる。

(届出)

第9条 研究会員は、氏名、名称および所在地を変更したときは、遅滞なく本研究施設に通知しなければならない。

(解釈)

第10条 この会則の解釈に関し、定めのない事項または定めのある事項について疑義が生じたときは、機械基盤研究施設運営委員会委員長の決するところによる。その判断については機械基盤研究施設運営委員会に報告し、了承を得なくてはならない。

(改廃)

第11条 この会則を改廃しようとするときは、機械基盤研究施設運営委員会の決議を経なければならない。

(附則) 平成30年7月1日施行

[別表]

特典 \ 会員種別	A研究会員	B研究会員
1. 歯車損傷大全の内容を常にアップデートし続けるための、内容の閲覧と共同での内容充実作業	○	○
2. 「鐵を識る」講義内容の閲覧	○	○
3. 年数回開催予定の「事例研究会」への無料参加	○	○
4. 新規研究開発事項の見学 (但し守秘義務を伴わないものについてのみ)	○	○
5. 世界最大の材料データベース Total Materia の無制限使用(要予約)	○	○
6. 無料のコンサル(加工・測定等の実作業を含まない範囲) ・鉄鋼材の選定について ・高周波焼入れ、焼戻し、プラズマ窒化について ・機械部品の幾何学形状、形状精度の測定について ・機械部品材料の良否判定について ・5軸制御マシニング・グラインディングセンターによる機械部品加工について(要CADデータ)	○	—
7. 依頼加工・測定の割引 (定額より20%引き。但し、値引き合計金額<年会費の範囲) ・高周波焼入れ、焼戻し、プラズマ窒化処理 ・機械部品の幾何学形状、形状精度の測定 ・5軸制御マシニングによる部品試作加工 ・係争問題についてのコンサル	○	—

公益財団法人 応用科学研究所 機械基盤研究施設 URL : <https://www.rias.or.jp>



〒606-8202 京都市左京区田中大堰町 49 Tel : 075-701-3164